

広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第四十三号

##### 広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

広島県警察本部の組織に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条総務部の項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。